

新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月11日

新潟市人事委員会委員長 平石 直樹

新潟市人事委員会訓令第1号

新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程の一部を改正する規程

新潟市人事委員会委員長及び事務局長等の専決に関する規程（平成19年新潟市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「及び新潟市事務専決規程」を「のほか、新潟市事務専決規程」に改め、同条中「第1の専決事項」を削り、「準じて」を「準ずる事項を」に改める。

第4条中「及び事務専決規程」を「のほか、事務専決規程」に改め、「第1の専決事項」を削り、「課長等共通」を「課等の長」に、「準じ、専決」を「準ずる事項を専決」に改める。

附 則

この規程は、令和6年12月11日から施行する。